

平成 30(2018)年度農産物放射性物質モニタリング検査の実施について (概要版)

平成 30(2018)年 7 月 1 日
栃 木 県 農 政 部

国のガイドラインやこれまでの検査実績を踏まえ、モニタリング検査を継続し県産農産物の放射性物質の低減状況を確認する。

◆検査の基本的な考え方

項目	内容
位 置 付 け	原子力災害対策特別措置法に基づく環境モニタリング検査として、農産物モニタリング検査を実施し、県産農産物の放射性物質の低減状況を確認する。
対 象 核 種	・放射性セシウム
対 象 品 目	販売を目的に生産される品目のうち 「本県を代表する主要な農産物」 「比較的风险が高い農産物」
検 査 単 位 (区 域)	汚染状況重点調査地域は市町単位、他の地域は JA の区域 (JA 足利と JA 佐野は一区域とする) ただし、国から指示された品目や比較的风险の高い品目は、市町の区域
検 査 時 期	・出荷前
検 査 頻 度	・毎週 1 回を基本に、必要に応じて追加
検 査 密 度	①国のガイドラインに基づく出荷制限解除品目 当該市町：3 点 他市町：1 点 ②山菜類（栽培）のうち、野生のもので出荷が制限されている品目 市町：1 点 ③直近 2 年連続で 10Bq/kg 以上検出された品目 汚染状況重点調査地域：市町 1 点 その他の地域：JA の単位 1 点 ④生産額が多い穀物類 ・米 吸収抑制対策実施市町：3 点 他市町：1 点 ・大豆 吸収抑制対策実施市町：3 点 他市町：1 点 ・そば（秋そば、夏そばごとに） 吸収抑制対策実施市町：3 点 他市町：1 点 ・麦（二条大麦、六条大麦、小麦ごとに） JA 単位：1 点 ⑤生産額上位 10 位の品目 汚染状況重点調査区域：市町 1 点 JA 単位：1 点
公 表	・随時、県 HP に掲載 ・基準値超過等の場合は県政記者クラブ資料提供
検 査 機 関	・原則、農業試験場で実施することとする。 ・なお、緊急の場合は農業振興事務所でも可とする。
結 果 通 知	・希望者に発行